

# データリカバリシステム発明特許概要書

## プレゼン資料

特許番号：第5999614号

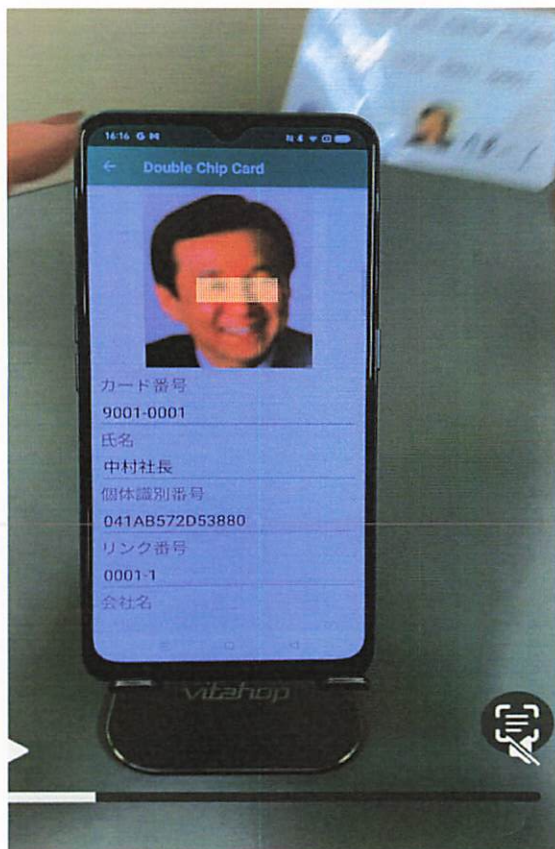
( 別添 特許証 コピー参照 )

「名称」

データリカバリシステム、データリカバリ方法  
データリカバリプログラム、情報処理装置  
データ作成型の端末機及びパッシブタイプの記

令和 7年 12月 23日

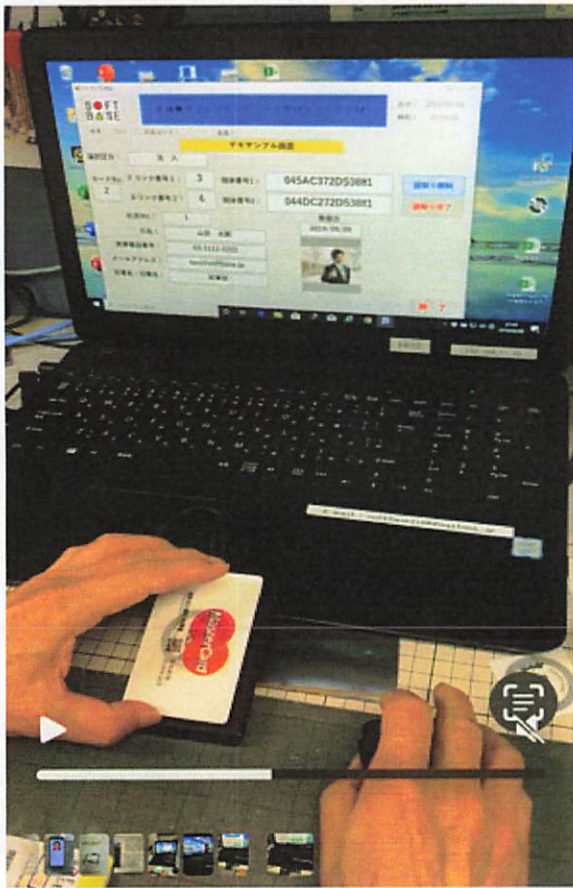
- 本発明は、ICチップカード（物理的）を使用してクレジットカード等、携帯スマホ等にダウンロードしたアプリケーションにICチップカードの本人認証（写真等）が対面確認表示が出来る、新しいシステム技術であります。



携帯スマホ等の読取り（実例）

### 「 特長・機能 」

- ① 流通してる片面ICチップカード（接触型、非接触型）を携帯スマホ等にネット（Web）経由で新規アプリケーションを携帯スマホ等にダウンロードしてICチップカードの個体番号と本人写真を表示させる、登録している本人以外使用出来ない。
- ② 従来の複数サーバとクラウドサーバで作成データのバックアップ処理を複数並行稼働する。（分散サーバ設置）
- ③ ICチップ（自動認識）カードは13.56MHZ、2.45GHZ、900MHZ周波数帯も特許範囲であります。
- ④ ICチップカードの読取りは携帯スマホ内蔵型、固定式読取りリーダー装置でダウンロードしたアプリケーションに読取します。
- ⑤ 従来のID、パスワードがフィッシング等で漏洩発生してもICチップカード個体番号は1個、使用する事でカードの偽造は出来ない。ICチップ個体番号と本人登録写真番号はリンクしている。



端末機等の読取（実例）

- ⑥ 自然災害、破壊、妨害行為等による移動体通信網の遮断により1台サーバが停止しても複数別置（並行稼働）バックアップ処理クラウドサーバで作成データ、プログラム等を失うことなく保存されており復旧、復元が可能である。
- ⑦ ICチップカード表面に本人の写真は要らない。

**【国内は、ID,パスワードの廃止、ICチップカード使用義務化、必須】  
2027年4月改正（警察庁）**

**【 特記事項 】**

- ① この新しいシステム使用は、特許の侵害行為になる。
- ② 特許の譲渡先は外国内で特許出願が出来、独占ロイヤリティも得る事が出来る。